

(仮称) 社団法人いわき産学官ネットワーク協会

設立総会資料

(平成 18 年 3 月 24 日)

議案第 1 号	設立趣意について	P 1
議案第 2 号	名称について	P 2
議案第 3 号	定款について	P 3 ~ 9
議案第 4 号	会費について	P 1 0
議案第 5 号	寄附財産の受入れについて	P 1 1 ~ 1 2
議案第 6 号	平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度事業計画について	P 1 3 ~ 1 5
議案第 7 号	平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度収支予算について	P 1 6 ~ 1 7
議案第 8 号	役員（理事・監事）の選任について	P 1 8
議案第 9 号	設立代表者の選任について	P 1 9
議案第 1 0 号	設立申請に関する権限の委任について	P 2 0

議案第1号 設立趣意について

社団法人いわき産学官ネットワーク協会 設立趣意書

我が国の産業界を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行、環境・エネルギー問題に対する意識の高まり、経済の国際化や高度情報化の進展等により、大きな転換期を迎えております。

いわき地域においても、技術・経営面での厳しい国内競争や産業空洞化の対応の必要性、さらには産業構造の高度化への対応の必要性など、多くの課題に直面しており、これらを乗り越え、持続的に発展していくためには、地域自ら、時代の要請に即した「内発的な経済活性化の仕組み」をつくり上げることが急務となっております。

このような中、現在のいわき地域産学官連携協議会は、平成15年度の「いわき市産業支援機関設立懇話会」の提言の中で、支援機関の設立と平成18年度中の法人化が示されたことを受け、産学官の人材、技術、資金、情報等のネットワーク構築・強化と、産業界の支援ニーズに一元的・総合的に対応する新たな組織として、平成16年10月に設立されたところであります。

しかしながら、近年、厳しさを増す社会経済情勢のもと、産業界を中心に、組織や事業の安定性確保と社会的信用の向上など、高度・多様化する産業支援ニーズが多く寄せられている中で、地域における産業支援センターとしての機能を発揮しながら、これらに的確に対応していくことこそ、私たちに課せられた重要な使命であると考えております。

私たちは、これまで培ってきた産学官のネットワークや民間の知恵・ノウハウを存分に活かしながら、「産業支援、新産業創造、産業交流」に関する事業を効果的に展開し、産学官連携による内発的な産業活性化に向けた取り組みをなお一層強化していきたいと考えております。

このため、会員総意のもとに、現在のいわき地域産学官連携協議会を発展解消し、今後の更なる飛躍を目指して、「（仮称）社団法人いわき産学官ネットワーク協会」を設立しようとするものであります。

平成18年3月24日

設立者一同

議案第2号 名称について

「社団法人いわき産学官ネットワーク協会」とする。

議案第3号 定款について

社団法人いわき産学官ネットワーク協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人いわき産学官ネットワーク協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福島県いわき市平字菱川町1番地の3に置く。

(目的)

第3条 この法人は、いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の結節交流拠点として、そのネットワークを活用しながら、地域産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、もって当該地域産業の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業の経営革新及び技術開発支援事業
- (2) 創業者の起業化支援事業
- (3) 産学官の連携促進事業
- (4) 助成制度の活用支援事業
- (5) 産業財産権の取得支援事業
- (6) 各種情報の収集及び提供事業
- (7) 地域産業活性化に関する調査研究事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したもの

(入会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。ただし、会長個人と利益相反する行為となる事項については、会長があらかじめ指名する他の理事が会長の職務を代理する。

2 副会長は会長を補佐して業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を総括する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は福島県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又はこれらを招集すること。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 15 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は、理事会の同意を得て、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第 16 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 17 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた場合。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 監事から第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて開催の請求があった場合。
 - (4) 監事が第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 監事から第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて開催の請求があった場合。
 - (4) 監事が第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合。

(招集)

第 21 条 会議は、前条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項第 4 号の場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定による請求があった場合には請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 号及び第 3 号の場合には請求のあった日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、正会員又は理事に対し、開会の日の 5 日前までに文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては正会員総数の過半数以上、理事会においては理事現在数

の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会

第27条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

2 資産のうち現金は、確実な銀行若しくは郵便官署に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 34 条 この法人の事業報告書、収支決算書類及び財産目録は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 月以内に総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 35 条 この法人は、必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 36 条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の承認を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すことができる。

(借入金)

第 37 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、福島県知事の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項各号の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

議案第4号 会費について

- 1 正会員のうち、企業及び団体については、年会費一口2万円とし、個人については、年会費一口3千円とする。

- 2 賛助会員のうち、企業及び団体については、年会費一口2万円とし、個人については、年会費一口3千円とする。

議案第 5 号 寄附財産の受入れについて

- 1 寄附される財産は、別紙寄附書のとおりとする。

寄 附 書

(仮称) 社団法人いわき産学官ネットワーク協会
設立代表者 様

平成 18 年 3 月 24 日

いわき市平字菱川町 1 番地の 3
いわき地域産学官連携協議会
会 長 村田 文雄



(仮称) 社団法人いわき産学官ネットワーク協会の設立許可があったときは、
いわき地域産学官連携協議会の所有する下記の財産を寄附する。

記

- 1 普通預金 771,602 円 (東邦銀行いわき市役所出張所)

議案第6号 平成18年度及び平成19年度事業計画(案)について

平成18年度事業計画(案)について

1 事業活動方針

協会は、いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の結節交流拠点として、そのネットワークを活用して、地域産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、もって当該地域の活性化に貢献することを目的として、さらなる会員の確保に努め、財政基盤の安定を図りながら、「企業の経営革新及び技術開発支援事業」、「創業者の起業化支援事業」、「産学官の連携促進事業」、「助成制度の活用支援事業」、「産業財産権の取得支援事業」、「各種情報の収集及び提供事業」、「地域産業活性化に関する調査研究事業」等を実施することとする。

2 事業内容

(1) 企業の経営革新及び技術開発支援事業（定款第4条第1号事業）

アドバイザーの派遣

経営・技術等のノウハウ・スキルを有する登録アドバイザーを派遣し、事業者が抱える課題をスピーディーに解決するとともに、事業者の製品及びサービスの高付加価値を図る。

経営革新セミナーの開催

Webの戦略的活用、ISOの取得、人材育成・教育、マーケティングなどテーマを絞ったセミナーを開催し、事業者の経営革新を促す。

販路拡大の支援

事業者が自社の製品・サービス等の販路拡大を図るため、首都圏等で開催される見本市・展示会へ出展する際の費用の一部を助成する。

(2) 創業者の起業化の支援事業（定款第4条第2号事業）

いわきパイロットオフィス起業支援室入居者への支援

いわきパイロットオフィス起業支援室にインキュベーションマネージャを配置し、起業支援室入居者の起業化から事業が軌道に乗るまでの様々な課題に対するきめ細かな支援を実施する。

創業者支援セミナーの開催

創業意欲者及び創業予定者を対象に、起業する際の必要な知識やビジネスプランの作成方法などを学ぶ基本セミナーを開催する。また、基本セミナーの修了生や事業者を対象として、高度な知識を習得するための財務会計等の専門セミナーも実施する。

起業支援室退室者・セミナー修了生の起業化に向けたフォローアップの実施

いわきパイロットオフィス内に、起業に関する相談窓口を設置するなど、起業支援室退室者やセミナー修了生に対し、その後の起業化に向けた取組みに対しフォローアップを実施する。

(3) 産学官の連携促進事業（定款第4条第3号事業）

産産・産学連携共同研究活動の奨励

企業間（産産）及び企業と研究・教育機関（産学）の連携による研究会や共同研究活動に係る取り組みを行う際の経費の一部を助成し、産産・産学連携のスタートアップ期を支援する。

産学官連携プロジェクト創出の支援

産学官連携による新産業創出の可能性が極めて高く、地域経済の活性化に貢献することが見込まれるプロジェクト案件を公募により選定し、プロジェクトチームリーダーを常時・継続的に派遣するなど、事業の成功に向けた支援を行う。

ミニ講演会・交流会

研究者や企業関係者等を講師に迎えた小規模な講演会を開催し、講師との交流や実践的な連携により、市内企業の新製品・新技術開発の促進を図る。

(4) 助成制度の活用支援事業（定款第4条第4号事業）

プロジェクトマネージャを配置し、事業者等に対して、助成制度の活用紹介、申請書の作成に対するアドバイス、申請書作成支援から助成制度導入後のフォローアップまで一貫した支援を実施する。

(5) 産業財産権の取得支援事業（定款第4条第5号事業）

特許相談窓口の開設

特許をはじめとする知的財産権の取得支援及び戦略的な活用を図るため、弁理士による特許相談窓口を設置する。

特許セミナーの開催

特許をはじめとする知的財産権の取得支援及び戦略的な活用を図るため、概要、活用メリット、先行技術調査の方法から出願書類の作成までを学ぶ、一連のセミナーを実施する。

(6) 各種情報の収集及び提供事業（定款第4条第6号事業）

ホームページによる情報発信

協会の概要やコーディネータ、アドバイザーの紹介をはじめ、各種講演会やセミナー、国・県等の助成制度などの情報を提供するため、ホームページによる情報を発信する。

ネットマガジンによる情報発信

各種講演会やセミナー、国・県等の助成制度などの最新情報を提供するため、会員向けに電子メールによる情報を発信する。

(7) 地域産業活性化に関する調査研究事業（定款第4条第7号事業）

先進的な取り組みを行っている地域を訪問し、その地域の企業、高等教育機関及び産業支援機関等と交流を図りながら、会員事業所等と他地域企業との技術交流・取引拡大、産業支援・振興施策のあり方等の調査・研究を実施する。

(8) その他目的を達成するために必要な事業（定款第4条第8号事業）

協会の活動内容について、ホームページの頻繁な更新、報道機関等への積極的な情報提供などPR活動を積極的に行いながら、更なる会員の確保に努める。

平成19年度事業計画(案)について

- ・平成18年度事業計画(案)に準じる。

議案第7号 平成18年度及び平成19年度収支予算(案)について

平成18年度収支予算書

設立認可日から平成19年3月31日まで

(単位：千円)

科	目	予算額	備考
I	事業活動収支の部		
1.	事業活動収入		
(1)	会費収入	2,134	
①	正会員会費収入	2,131	
②	賛助会員会費収入	3	
(2)	事業収入	1	
①	セミナー等事業収入	1	セミナー参加費等
(3)	補助金等収入	43,717	
①	補助金収入	25,717	市事業運営・市派遣職員人件費補助金
②	受託収入	18,000	市受託金収入
(4)	寄付金収入	771	
①	寄附金収入	771	いわき地域産学官連携協議会寄付金
(5)	雑収入	2	
①	受取利息収入	1	普通預金利息
②	雑収入	1	
	事業活動収入計	46,625	
2.	事業活動支出		
(1)	事業活動支出	38,170	
①	企業の経営革新及び技術開発支援事業支出	4,320	
②	創業者の起業化支援事業支出	8,506	
③	産学官の連携促進事業支出	11,973	
④	助成制度の活用支援事業支出	5,601	
⑤	産業財産権の取得支援事業支出	2,421	
⑥	各種情報の収集及び提供事業支出	1,874	
⑦	地域産業活性化に関する調査研究事業支出	2,309	
⑧	その他目的を達成するために必要な事業支出	1,166	
(2)	管理費支出	7,455	
	事業活動支出計	45,625	
	事業活動収支差額…(A)	1,000	
II	財務活動収支の部		
1.	財務活動収入		
(1)	借入金収入	1	
	財務活動収入計	1	
2.	財務活動支出		
(1)	借入金返済支出	1	
	財務活動支出計	1	
	財務活動収支差額…(B)	0	
III	予備費支出…(C)	1,000	
	当期収支差額…(A)+(B)-(C)…(D)	0	
	前期繰越収支差額…(E)	0	
	次期繰越収支差額…(D)+(E)	0	

(注)借入金限度額 10,000,000円

平成19年度収支予算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会費収入	3,003	2,134	869	
① 正会員会費収入	3,000	2,131	869	
② 賛助会員会費収入	3	3	0	
(2) 事業収入	1	1	0	
① セミナー等事業収入	1	1	0	セミナー参加費等
(3) 補助金等収入	43,717	43,717	0	
① 補助金収入	25,717	25,717	0	市事業運営・市派遣職員 人件費補助金
② 受託収入	18,000	18,000	0	市受託金収入
(4) 寄付金収入	0	771	△ 771	
① 寄付金収入	0	771	△ 771	
(5) 雑収入	2	2	0	
① 受取利息収入	1	1	0	
② 雑収入	1	1	0	
事業活動収入計	<u>46,723</u>	<u>46,625</u>	<u>98</u>	
2. 事業活動支出				
(1) 事業活動支出	38,268	38,170	98	
① 中小企業の経営革新及び技術開発支援事業支出	4,320	4,320	0	
② 創業者の起業化支援事業支出	8,506	8,506	0	
③ 産学官の連携促進事業支出	12,023	11,973	50	
④ 助成制度の活用支援事業支出	5,649	5,601	48	
⑤ 産業財産権の取得支援事業支出	2,421	2,421	0	
⑥ 各種情報の収集及び提供事業支出	1,874	1,874	0	
⑦ 地域産業活性化に関する調査研究事業支出	2,309	2,309	0	
⑧ その他目的を達成するために必要な事業支出	1,166	1,166	0	
(2) 管理費支出	7,455	7,455	0	
事業活動支出計	<u>45,723</u>	<u>45,625</u>	<u>98</u>	
事業活動収支差額…(A)	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>0</u>	
II 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
(1) 借入金収入	1	1	0	
財務活動収入計	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	
2. 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	1	1	0	
財務活動支出計	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	
財務活動収支差額…(B)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
III 予備費支出…(C)	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>0</u>	
当期収支差額…(A) + (B) - (C) …(D)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
前期繰越収支差額…(E)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
次期繰越収支差額…(D) + (E)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	

(注) 借入金限度額 10,000,000円

議案第 8 号 役員（理事・監事）の選任について

社団法人いわき産学官ネットワーク協会役員

役 職	氏 名	所 属
理 事		
監 事		

議案第 9 号 設立代表者の選任について

設立代表者 いわき商工会議所会頭 有賀 敬四郎 とする。

議案第10号 設立申請に関する権限の委任について

- 1 法人設立の認可申請手続に関する一切の権限は、設立代表者に委任する。
- 2 法人設立認可申請について福島県知事の指示による訂正に関する権限は、設立代表者に委任する。